

会 議 録

会 議 名	八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子どもにやさしいまちづくり部会 平成28年度 第2回会議	
日 時	平成28年5月30日(月) 午後5時30分～ 7時00分	
場 所	八王子市役所 職員会館1階 第一会議室	
出席者氏名	委 員	井上仁部会長、中込順子副部会長、荒井容子委員、石田健太郎委員、岡崎理香委員、後藤高浩委員、立石晴美委員、(部会長、副部会長、以下五十音順)
	関連所管	なし
	事務局	平塚子どものしあわせ課長、田村課長補佐、田中主査、井垣主査
欠席者氏名	田中伸幸委員	
議 題	1 子どもの権利条例に関する他自治体事例研究 2 その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	なし	
配付資料名	○奈良市子どもにやさしいまちづくり条例について ○多治見市子どもの権利に関する条例 ○川崎市子どもの権利に関する条例 ○「世田谷区子ども条例」中学生用 ○高浜市 自治基本条例をつくっています	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成28年12月12日 中 込 順 子	

【井上部会長】第二回目の会議をはじめます。それでは、報告事項からお願いいたします。

【井垣主査】子ども会議の人数ですが、市長の発言まで行う子ども達が10名集まりました。内訳は、7名が公募、児童館から3名です。学年構成は、小学5年生が1名。中学2年生が4名。中学3年生が4名。高校1年生が1名です。公募での募集期限は、6月1日までですが、児童館では6月12日のスタートの前までは募集を受けることにしていますので、前回参加してくれた子が継続して行ってくれば、もう少し増えると思います。子ども達の募集の状況は以上となります。大学生のほうですが、現状では8名集まりました。内訳は、2名が公募、あとは児童館で活動している学生です。そのうち昨年まで委員として参加してくれていた高校3年生の4名が参加してくれます。それから、もう一つ特徴的なのが、公募の2名が、小学5・6年生の時に子ども議会で市長に提案してくれた子で、今度は支援する側で来てくれたというところです。それにより、大学生は今までと違った関わり方になると思います。事前にレクチャーしたところ、その子たちは自分達が学生リーダーとして支援する側でも来ているし、8年前に発表した内容が、現実的にどうなっているのかも知りたいというスタンスで来ています。

【井上部会長】大学生委員会みたいなのを作ってもらって、そこと我々がセッションするのもいいかもしれませんね。

【中込副部会長】大学生は八王子市内の大学に通っている子ですか。

【井垣主査】八王子市在住の大学生です。1名は、八王子の大学ですが、あとは市外の大学です。子ども企画委員として参加していた子が大学生となり、再び参加してくれたり、児童館で育って、児童館で活動しながらこの企画に参加してくれたりといった方々になります。

【井上部会長】以前関わってくれていた子が、再び関わっていただけるという良い循環になりましたね。来年以降もこういったかたちが続くと良いですね。大学生のほうもうまく組織化していけるような仕組みを考えていただくといいかもしれないですね。

【平塚子どものしあわせ課長】国の動きも18歳からの選挙権と連動して、内閣府が18歳の若者たちと懇談したりと、その年代から意見を聞くという取組が始まりつつあります。八王子市でも、子どもの意見参画ということを計画に載せているところもあります。広聴課も大人の意見だけではなく、子どもの意見にも目を向け始めています。

【井上部会長】今回の様なかたちで、以前関わってくれていた子が引き続きこうやって関わってくれるというこの循環を大切にしていきたいですね。こういった仕組みも委員会とし

で考えていきたいと思っています。仕組みとしては、子どもから意見を聞くにとどまっているが、育成計画では連続的な若者支援をうたっているのです。そこを含め、事務局と相談しながら若者たちと意見交換し、繋がっていききたいと思っています。報告事項は以上でよろしいでしょうか。では、議事に入りたいと思います。今日は、前回事務局にお願いをした奈良市・多治見市・川崎市・世田谷区・高浜市の条例を集めていただいたので、次回の部会に向かって整理をしていきたいと思っています。

【平塚子どものしあわせ課長】資料と取扱いとしては、時系列的に見ると、川崎市が平成13年に条例策定と全国的に一番先行しており、次が多治見市の平成15年あたりで、子どもの権利を強調しています。次に世田谷区で、その次に奈良市で平成27年4月に作成されました。高浜市は平成22年に作られています。他の4市とは違い、自治基本条例といって、市のあらゆる世代を対象とした条例で、その中に子どもの権利を盛り込んでいるといった作りであります。八王子市でいうと、市民参加条例というのがあり、市民参加をうたった八王子市の条例で、市民というのは基本的に0歳から対象にはなっているが、特に子どもを盛り立てて記述はしていません。

【井上部会長】川崎市は、全国で初めて作られた子どもの権利に関する条例ということで、ここは権利委員会が条例の中に持たれています。教育を中心として策定したので、学校教育と連携し、教科書のようなものを作って取り組んでいます。それ以外にも、福祉オンブズマン制度がスタートした年ですが、子どもオンブズマン制度は持っていませんので、福祉オンブズマン制度の中にそれが位置づけられていて、子ども委員会がそれを継承しているという仕組みになっています。また、第6章子どもの権利に関する行動計画で、行動計画を定めなさいというのが、川崎市の特徴になっています。（以下、川崎市の子どもの権利に関する条例の説明）続いて出来たのが、多治見市です。どちらかというと、理念型に近いかたちで作られています。子どもの権利擁護委員といって、救済の仕組みを作っています。子ども達が何かあった時に訴えることが出来る、独立した救済機関を設けていて、そこが市長に対して勧告や是正、公表することが出来るという仕組みが特徴です。（以下、多治見市子どもの権利に関する条例の説明）次に、世田谷区の子どもの条例です。ここは、理念型で作られており、年々進化型になっています。（以下、世田谷区子ども条例の説明）一番新しいのが、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例で、やさしいまちというのを最初に取り入れた全国で初めての条例になります。ユニセフのやさしいまちを理念化しようとしております。理念型に近いが、作る過程が、子ども参画型・市民参画型で条例を制定

しており、子ども達の意見を聞きながら時間をかけて策定したものとなっています。(以下、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の説明) 次に高浜市ですが、ここは子どもについての独立型条例ではなくて、自治基本条例の中に子どもの参画等を入れ込んでおります。小学校区単位で、地域の中での子どもの参画を進め、自治会等でも、子どもを位置づけて地域ベースから子どもの意見を挙げるようなかたちで作られており、ここが特徴となっております。(以下、高浜市自治基本条例をつくっていますの説明) これら以外にも子どもに関する条例を持っているところはたくさんありますが、今日は代表的なものをお示ししました。読み込んでいただいたうえで、条例で何が求められているのか。それを次の部会あたりで論議していかねばなりません。どういった項目を条例に入れ込んでゆくのかを表にしないと論議しにくいので、それは事務局にお願いしようと思っています。資料説明は以上です。今後の進め方は、そのような感じになりますが、何かご意見があれば伺いたいと思います。

【平塚子どものしあわせ課長】補足をすると、八王子市には市民参加条例というのがあり、実は審議会とかは法律上、設置しなければならないのですが、八王子市はその中で、市民が市政に参加する仕組みとして、こういう審議会とかに参加するとか、パブリックコメントのような大きな計画や条例つくるときに、市民に聞いて進めていくとか、条例を根拠に、仕組みが保障されているというのがあります。もう 1 つ、八王子市では基本的に理念条例というのは作りづらいです。理念は大切ですが、具体的に子ども会議を設置するとか、具体的な手法を条例に盛り込むのが、八王子市の基本的な考え方なので、理念型の条例を考えるのではなくて、ある程度、具体的なものを条例として作っていかねばならないというのがあります。

【井上部会長】色々な条例のつくりかたがありますので、それを含めて今後どうやっていくのかという議論を始めなければなりません。条例の骨格が出来たら、子ども達を含めて意見をもらっていくというかたちになります。基本的な理念に関しては、やさしいまちづくり計画の中で、基本的に示していますので、その中で子どもを巡って具体的にどういった条例を設置しなければならないのか、どのような事項が必要なのかを論議しなければなりません。子ども委員会は、ここだけの位置づけになっておりますので、市長が受けなければならない責務を確保するには、条例化・制度化をはかるのが大事だと思われま。また、国の制度などが進んでいる中で、八王子市として作る意味は何か。それを含めて、ご意見をいただくことになっていくと思います。権利侵害等で発信しにくい子どもの救済を

どうするのかとか、それは児童相談所があれば十分だという意見であるとかを含めて、様々なところが論議の対象となってくるかと思います。あとは、例えばプレイパークの議題が出ていましたけれど、子どもの遊びをどう保障してゆくのか。具体的な実施に関しては、要綱になるかと思いますが、八王子市としてそれを大事にしていくのか、していかないのかは、やはり条例になるかと思います。今回、子ども達に論議してもらう遊びの部分ですけど、遊びの保障が何かを含めて、具体的に子どもの施策に貢献できるような条例でない限りは、議会は通らないと思います。あくまでも、やさしいまちづくりという言い方をしていますので、子どもにとってやさしいまちを実現する方策を示すような条例化をしていかない限りは、条例にする意味はないので、その辺りを色々な自治体を勉強していただいて、八王子型を作っていくというかたちになるので、川崎市と同じものを作っても意味がないので、八王子型をどうやって作っていくのかをご意見いただきたい。条例の力は強く、例えば重要な案件を決めるのに、12歳以上に認めるとか、極端に言えば条例に書けるわけです。高浜市は、以前から条例で18歳からの住民投票権を認めております。そういったところも踏まえて、ご意見いただきたいということです。

【平塚子どものしあわせ課長】審議会で育成計画をつくった時も、しっかり論議して良い理念を掲げていただいたのがありますので、専門的な領域もあるので、八王子のあるべき姿として、ぜひ皆様のご意見をいただきたいと思います。背景としては、これまでの条例というのは、日本国憲法に基づき、子どもの権利条約を拠り所として展開していったのですけれど、先程分科会でも言いましたが、児童福祉法の改正の中で、初めて法律の中で子どもの最善の利益というのが盛り込まれていますので、それに基づいた展開がなされるのと、事務局の方で体系的な整理はしていきますが、ユニセフで出した、子どもにやさしいまちという指針があり、そういったものが1つの整理になっていくのかなと思います。次回までには、こういう視点でという着眼点ができるようなものは整理したいと思います。

【井上部会長】子ども達を含めてセッションしたいのは、子どもにやさしいまち八王子とはどういったまちなのか。それを子ども達と十分にセッションして、それに基づいて条例の冒頭の部分に書き込むという事は行いたいと思います。我々がいくら、子どもにやさしいまちを考えても、子どもから見たら違うよ、ではしかたがないので、出来れば生徒会や児童会などに投げて、色々なチャンネルで意見募集出来るようなことをしたいと思う。理念というところでは、色々な意見を集められると思う。問題は、それを実践するところ

で、行政を含めてどう担保するのかが問われる時に、広報・啓発まで含めて条例を作れば、市は責任を持ってやらねばならない。条例は、そういった力を持ちますから、その部分は委員の皆さんに力を発揮していただくこととなりますので、次回までに考えていただければと思います。今年は、子ども達と話し、やさしいまちづくりの理念を図り、来年には子ども達にそれを投げかけたいと思います。進め方等について、ご意見あれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

【後藤委員】条例のイメージですが、理念型でないとすると、一定の強制力を持たせないと意味がないと思う。他の自治体では、いわゆる罰則規定とかで縛りを加えているところがあると思うのですが、八王子市ではどう考えているのでしょうか。

【平塚子どものしあわせ課長】八王子市では、基本的に捨て看板防止条例から始まって、罰則規定を設けているのがあります。子ども条例がそういった意味合いのものを持つかどうかは別として、罰則を盛り込む条例は技術的には作れます。

【井上部会長】子どもを守るのに必要ならば、必要になりますが、法律が整備されてきているので、何かあれば検討が必要ですが、罰則を作るとなるとかなりハードルが高くなります。市民の自由権を縛ることになるので、よほどの事でないと難しいと思います。都条例が先にあるので、子ども関係では罰則までは想定していません。

【平塚子どものしあわせ課長】事務局としては、罰則はイメージしていないのと、議会の審議が非常に難しくなることも考えられます。

【井上部会長】行政を縛るという意味では、罰則ではないですが、例えば公表を義務付けるといったところは多いですね。

【後藤委員】それは、法人などが対象のようですが、個人を公表するものはないですか。

【井上部会長】権利保護委員会などを設けた場合、個人名は入らないが、審議は公表しなければならないというのがあります。結果に関して、委員会は公表しなければならないというのがあります。子どもの場合難しいのは、子どもの将来がありますので、そこで暮らし続ける中で、どこまで子どもを守るのかというのがありますので、十分検討しなければならないと思います。

【立石委員】条例という堅苦しい中でも、川崎市の子どもたちからおとなへのメッセージにあるような、やわらかい言葉やメッセージ性のある言葉を条例の中に入れたほうが良いと思います。

【井上部会長】条例の持つメッセージは、前文などに入れるとして、論議をしていかなければ

ればならないのが、やさしいまち八王子というのは、子ども達に参画してもらって、意見をちゃんと入れて全文を作っていないと、条例が使われなくなってしまうので、ちゃんと使われる条例にしないといけないですよ。子どもにやさしいということを、どう啓発・啓蒙するのかなどの仕組みを条例の中に入れないといけないと思います。子どもにやさしいまちとは、大人にとってもやさしいのだよという発信をする必要があると思います。

【中込副部長】子どもにやさしいとは、集約すると過保護ではなく、子どもの意見を取り入れるということになると思います。子どもの意見交換会でも、相談場所が無いとか、自分たちの意見を聞いてくれる場が無いとの意見が2年前ぐらいにありました。どうせ大人は意見など聞いてはくれないではなくて、自分たちがここに行けば意見が尊重されて、こういった形でまちづくりに参加できる。子どもの意見を取り入れて、いかにまちづくり、地域づくりを共有できるのか。そういった子ども参加のシステムが、条例の中心になると思います。

【井上部会長】子ども達自身が、そういった問題に向き合うことによって、八王子のまちづくりに参加してもらって、八王子を自分のふるさとにしていくというのは、「すすくはちおうじ」に記載してありますので、そこは基本になると思います。

【中込副部長】そこが基本となって、枝葉として例えば権利擁護委員会を設置するとか、15歳以上が参加できる地域委員会を作るとかになると思います。

【井上部会長】八王子の場合は、地域差があるので、地域を生かす発想の中で、地域に子どもの参加の場を作るとするのが大事だと思います。

【中込副部長】町会とか自治会とか市民活動団体にも関わりがあるような条例が良いと思います。

【井上部会長】そうすると、地域づくりが始まると大人たちが子どもを無視出来なくなる。大人たちも子どもに向き合うために、組織化する必要がある。大人たちにしっかりしてもらい、大人が子どものモデルになる。そういった条例になるといいですね。皆が当事者意識を持てるような、それを条例でどう具現化するのが、皆さんの手腕になると思います。次回は、八王子の条例にどのような項目を盛り込むのかについて、今日のような議論を積み重ねて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で閉会いたします。